

平成20年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年11月25日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時24分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 宮 城 洋 之
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
公 民 館 館 長 補 佐 山 本 茂
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 2人

平成20年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成20年11月25日（火） 午後 2 時00分～

会 場 防災センター 6 階 講座室 2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 54号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について
- 第 3 議案第 55号 西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）
- 第 4 議案第 56号 西東京市立中学校の教職員に関する措置について
- 第 5 報告事項 西東京市中学校給食検討委員会最終報告について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第11回定例会
(11月25日)

午後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 2 0 年西東京市教育委員会第 1 1 回定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りをいたします。日程第 4 議案第 5 6 号 西東京市立中学校の教職員に関する措置については、人事に関する案件で、公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第 1 3 条第 1 項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第 6 その他の後に開催したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 どうもありがとうございます。さよう決定させていただきます。

竹尾委員長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 5 4 号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 5 4 号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について、提案理由を申し上げます。

本議案は、西東京市におきまして、児童・生徒数の動向等を踏まえ、西東京市立学校の適正規模・適正配置に関しまして、今後具体的な検討を進めるに当たりまして、その基本的な考え方を基本方針として定める必要があることから御提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第 5 4 号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

まず、この基本方針でございますが、本市の学校施設の適正配置や児童・生徒数の増加、または減少に対応した施設規模あるいは施設整備、統廃合、また、通学区域の見直しなどにつきまして検討を進める上での基本的考え方を基本方針として定めるものでございます。

まず、この基本方針を定めるに至りました経緯でございますが、本市は平成 1 3 年 1 月に旧田無市、旧保谷市の合併により誕生した市でございますが、通学区域等の調整につきましては、合併時には旧両市の学校配置の状況を踏まえた本格的な通学区域の見直しなどを行わず、一部地域におきまして弾力的な運用により対応し、児童・生徒の動向により、その後の検討にゆだねるといことといたしました。以後の児童・生徒数の動向につきましては、合併時の予測とは大きく異なっておりまして、児童・生徒数の減少により、学校の統廃合の検討が見込まれるといったような状況ではなく、特定の地域ではありますが、児童・生徒数の急増が見られ、教室数の確保のための増改築を余儀なくされた学校が生じ、また、市全体としても、児童・生徒数の増加が今後も続くものと考えられる状況となっております。

このような状況を踏まえまして、合併 7 年を経過した今日、本市の学校施設の適正配置や

統廃合、通学区域の見直しなどについて具体的な検討を進めるに当たり、基本的な考え方を整理して定める必要があるというものでございます。

次に、この基本方針をまとめるに当たっての検討経過でございますが、合併以来、児童・生徒数の推移、動向につきましては注視をまいりました。平成18年度におきまして、教育委員会部内に検討委員会を設置いたしまして、これまでの児童・生徒数の動向や住宅開発の計画なども考慮した児童・生徒数の予測を改めて行うとともに、各小中学校の施設の状況や課題の調査を行いました。また、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行うに当たって配慮すべきものなどについても検討を行い、内部検討報告書をまとめたところでございます。19年度には、学識者、公募市民、保護者、地域育成会の方々、そして小中学校長により構成する検討懇談会を設置いたしまして、この内部検討報告書をもとに6回の会議を開催し、基本的考え方について御議論をいただいたところでございます。今年度にはこの議論を踏まえまして、教育委員会だけでなく、市長部局の関係部署 企画、防災、児童、福祉、市民生活のそれぞれの担当課でございますが を含みます庁内検討委員会において、この基本方針案の検討を行ってまいりました。このたび、基本方針案について取りまとめが終了いたしましたので、本議案として御提案いたすものでございます。

それでは、議案でございます基本方針案の内容につきまして御説明をいたします。

議案の西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（案）の3ページを御覧ください。

1、「はじめに」でございますが、ここでは、ただいま御説明いたしました学校施設の適正規模・適正配置に関する基本方針を定めるに至りました経過について述べてございます。この「はじめに」の項の下から3行目ほどでございますが、この基本方針のスタンスとして、子どもたちにとって、よりよい教育環境の実現を念頭に置くものであること、そして、本市の人口動態や社会状況を考慮いたしまして、当面、10年間程度の期間における対応について定めるものというふうにしております。

続きまして、2の児童・生徒数の動向、それから次のページになりますが、3の学校施設の配置状況、4の学校規模の状況につきましては、本市の現状を説明しているものでございます。

続きまして、5ページ目になりますが、5、学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的考え方でございます。若干補足して御説明をいたします。

まず、(1)教育環境の整備としての学校規模の確保でございます。教育上の観点から、1学年複数学級の編成が可能となる児童・生徒数の学校規模を確保することが必要であるという視点でございます。

(2)は効率的な学校運営の確保でございます。教育上の視点のほか、極端な小規模校につきましては、学校管理上、また、財政面や人的配置の面から課題があると言わざるを得ません。昨今の厳しい財政事情の中で、さまざまな、また新たな教育ニーズに対応するため、効率的な学校運営も確保する必要があります。統廃合を行い、新たな教育ニーズに資源を向ける必要性につきましても述べているところでございます。

(3)は老朽施設更新との関係でございます。本市の学校施設の多くは昭和30～40年

代に建設された建物であり、施設の老朽化が進んでおります。この学校施設の適正規模を検討することとあわせて、施設更新につきましても、合理的かつ計画的な改修・整備を進めることといたします。特に中原小学校、ひばりが丘中学校につきましては老朽化が顕著であり、早急な対応が必要であるとしているところでございます。

(4)はその他教育施策への対応でございます。学校の施設規模を検討する際には、ここで例示として挙げました少人数指導の実施などのほか、新たな教育ニーズに対応するための施設整備について十分考慮していく必要があるとしているものでございます。

次に、6として具体的な方策でございます。

まず、(1)として小規模化校への対応でございます。本市におきましては小規模化すると予測されている学校がございますが、小学校においては単学級となる学年が複数の学年で発生し、その状況が続くと想定される場合に、周辺の学校の動向も踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行うことといたします。6ページの上のところにもございますが、現在、泉小学校、住吉小学校におきましては2学年で単学級編成となっております。現時点では直ちに統廃合の検討を進めるのではなく、引き続き動向を注視していくことといたしたいと思っております。

(2)は大規模化校への対応でございます。現在、児童・生徒数の増加が現有の学校施設規模を上回ることが予測されている学校がございます。また、今後そのようなことが想定される学校が出現した場合の対応でございます。これに対する対応でございますが、新たな学校の建設による対応は、財政的にも用地確保の点からも現実的ではないこと、また、将来的には少子化の流れの中で児童・生徒数はいずれは減少してくるものと考えられることから、現実的な対応が求められます。具体的には学校施設の更新計画とも調整をとり、一時転用教室を普通教室に戻すことや、あるいは増築等を行うことにより対応することといたします。特に中原小学校につきましては、施設の老朽状況や学校の敷地規模など、条件的に増築が困難なケースでございます。ひばりが丘団地建てかえに伴う民間売却用地を活用した校舎移転等による対応についても検討するとするものでございます。

(3)は通学区域の見直しでございます。合併時に弾力的な運用を行うことといたしました旧市境付近の谷戸・ひばりが丘地域、向台・新町地域の通学区域につきまして、新たな地域づくりの観点からも、実態に合わせた再編見直し検討を早急に進めることといたします。また、都市計画道路3・2・6号調布・保谷線の整備によります通学区域の見直しについても検討することといたします。さらに、通学区域の見直しに当たりましては、児童・生徒の通学距離や通学の安全の確保について十分配慮した検討を行うこととしたいと思っております。

7ページでございます。7、検討手法でございます。

学校施設はさまざまな観点からも市内に配置される公共施設として重要な位置づけとなっております。具体的な検討を進めるに当たりましては、教育委員会だけではなく、庁内関係部署と密接に連携をとって検討を進めることといたします。現在、庁内横断的な検討組織として、冒頭に述べました庁内検討委員会というのを設置いたしておりますので、これをベースに庁内検討を行うことといたします。

また、学校施設の適正配置や通学区域の検討は、学校や地域の御理解と御協力を得て進め

ることが必須の条件となります。検討初期の段階より、地域住民、保護者、児童・生徒に情報提供を行い、地域協議会などを設置して検討を進めることといたしたいと思います。

最後に、8として今後の動向調査の実施についてでございます。本市は児童・生徒数の動向が安定しない状況がしばらく続くものと思われま。児童・生徒数の動向に応じた適時・的確な対応が計画的に図れますよう、都市整備関連部署との情報共有を進めるとともに、今後も定期的に人口、児童・生徒数の推計、動向調査を実施することといたしたいと思います。また、この状況につきましては、市民の皆様にも御理解いただくため、情報提供も行ってまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上、大きく8項目につきまして、雑駁ではございますが、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（案）につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 2点お聞きしたいと思います。

5ページ、5番の(1)教育環境の整備としての学校規模の確保なんです。学校規模として1学年2学級以上が望ましいというのはわかるんですが、じゃあ何学級以上になるとまずいんじゃないかとかというのはないのでしょうか。例えば2学級以上で学校全体としては18学級以下とか、そういったことはないのですか。それはなぜかといいますと、1,000人を超えるような子どもたちが集まるのではないかというような予想もあるやに聞いておりますので、そのあたり、上限はないのかなという気持ちがいたしました。基本的な考え方として、2学級以上であれば何学級になってもいいということなのではないでしょうか。それが1点。

あと、2点目ですが、5ページの終わりから6ページ、小規模化校への対応というところで、単学級編成が生じている小学校には、例えば学校の特殊性とか、いろんなことが考えられると思うんですけれども、特別支援学級を置くとか、そういったことは考えられていないのでしょうか。

2点、お願いいたします。

青柳教育企画課長 まず、1点目の大規模というんですか、学年が多くなってしまったということですけども、大規模化校への対応のところでも述べましたとおり、新たな学校の建設による児童・生徒数の分散というのは厳しいということで、この基本方針としては、上限というのは設けておりません。視点といたしまして、小規模になってしまうと、教育的な観点から望ましくないのではないかという議論がございまして、このような方針といたしております。

それから、小規模化校でございますけれども、教室に余裕が出た場合のことだと思えますが、5の(4)その他教育施策への対応というところで、学校の規模を検討するに当たっては、さまざまな教育ニーズ、委員がおっしゃられた特別支援教育の推進として特別支援教室の整備等についても実際は考えていくということになるかと思えます。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 基本的な考えの中には触れられていないんですけども、通学区域の見直しの際に、安心・安全というふうなことも言われたと思います。学校が小さくなって、効率面で統合すればいいという主張もわかりますけれども、統合することによって、例えば小学校1年生が遠いところまで行くというのは、そういう意味では安心・安全という面で非常に困ると思いますので、そこら辺の視点も基本的な考えの中に入れ込んでいただきたいなと思っています。

青柳教育企画課長 委員御指摘のとおりでございます。この通学区域の見直しの最後のところの通学距離というのも視点に入れるということでございます。極端に遠くなるということのないような形での統廃合、また、あるいはそういった状況での通学区域の区割りというんですかね、それについても通学距離の問題を十分視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

宮田委員 今のことに関連してですが、私が前に申し上げたのは、「通学距離×車の頻度」、要するに、多少遠くても、裏通りで車が通らないようなところでは、そういうことを保護者の方々に説明する場合もあっていいのではないかと。単純にコンパスを引いて、ある距離の方を入れちゃうというよりも、その中に幹線道路が幾つもあると、それを渡ってくるのはもっと危ないということが出てきますので、やっぱり私は、車の数、横断歩道、歩道橋の問題とか、そういうことも加味して通学路を考えたほうがよろしいんじゃないかと思っています。そういう意味では、実地検査をそれぞれしていただいて、その上で保護者の方々とよく話し合いをして決めるということが、命の問題という意味で極めて重要だろうというふうに思っておりますので、沼本委員がおっしゃったように、是非、安全・安心についても配慮いただきたいと思っています。

青柳教育企画課長 委員の御指摘のとおり、都市計画道路の整備等で歩道がきちんと整備される場合もあるでしょうし、横断歩道もきちんとした横断歩道ができる場合もあるでしょうし、実際、現地の状況を踏まえて、また、地域の保護者の方などの御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと思います。

沼本委員 ある区で統廃合がありまして、ちょうど登下校の時間に西武線の踏切が開かずの踏切になっているんです。今、宮田先生からお話がありましたように、今回もやっぱりそういう実地をやってもらって、踏切というのは子どもにとって非常に大きな問題で、実際に事故が起きていることもありますので、これもひとつ検討いただきたいと思っています。

青柳教育企画課長 踏切の件でございますが、昨年実施いたしました検討懇談会の中でもそのような御意見がございました。現に東伏見小学校は西武線の踏切を渡るという通学区になっております。これにつきましても検討してまいりたいというふうに思います。

竹尾委員長 幹線道路も同じですね。けやき小学校は新青梅街道を横断歩道で渡りますが、朝晩必ずシルバー人材センターの人がついて指導をしています。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第54号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第55号 西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第55号 西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）、の提案理由を申し上げます。

西東京市立小学校における給食費について、西東京市立学校給食運営審議会条例（平成13年西東京市条例第199号）第2条の規定により、西東京市立学校給食運営審議会に諮問する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

富田学校運営課長 それでは、議案第55号 西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

恐縮ですが、一緒につけてございます諮問案を並行して御覧いただきながら御説明を申し上げたいと思っております。

今回、この適正化については4点で諮問をお願い申し上げようと思っております。

まず、第1点でございます。平成13年度の合併以来、7年間、この給食費については据え置き状況にございました。それが1点目でございます。それから、2点目でございます。中国の食材に起因するいわゆる食の安全に配慮するために、比較しますと高価である国産品に頼らざるを得ない状況にございました。それが今も続いております。それが2点目でございます。3点目でございます。さらに、食材についてもすべて高騰が続き、こちらについては学校給食法に定めている平均栄養所要量の基準等への支障も出かねない状況になってきております。こちらが3点目でございます。最後、4点目といたしまして、平成21年度には新学習指導要領による授業時数の確保、授業時数の増による年間給食実施日の増加も予定されております。そのことによる対応ということで、この4点が理由でございます。

具体的に申し上げますと、一番最後の時数につきましては、現在、年間187回給食を実施しておりますが、2回増えまして、189回ということになってございます。また、戻りまして、食材費の値上げでございます。値上がりにつきましては、比較的安定しておりました平成17年度に比較いたしますと、現在114%ということが栄養士のほうから来ております。ですので、そのような対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、今後のスケジュールといたしまして、この給食運営審議会への諮問が今日お認めいただければ、年内に2回程度、年明けに1回程度 要は年明け早々にその方向性を見きわめていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 設備とかそういうことはわかったんですが、最近テレビで出ていたんですけども、味が悪いということで、子どもたちがかなり残してしまっているということが報道され

ているんです。それで、テレビでは、御飯をその場で炊くという工夫をしていました。そういうことができるかできないかはともかくとして、食材なんかをいろいろおっしゃったんだけど、味の向上という面では安心・安全は含まれていると思っておりますが、せっかく栄養などのバランスをとったとしても、やっぱりおいしくないと食べないので、食育のためにはちょっとよくないわけでありまして。そういう意味ではどんなふうにお考えになっているんでしょうか。

富田学校運営課長 確かに、今、宮田委員がおっしゃるように味の問題、さらに見た目の問題もかなり意識してございます。バイキング形式などのように、いわゆる普通の給食のほかにも、見た目とか場所の問題とか、栄養士も含めて幅広く対応しております。当然ながら、まずいものは食べないということは私以上に意識して、子どもたちには対応しているみたいですよ。

以上です。

宮田委員 いや、私の質問は、こういうふうに適正規模・適正配置、その他、値上がりということに関して、やっぱりプラスアルファがないといけないのではないかなというふうに思っているわけです。一つの理由が安心・安全のために高い国内産を買っているということがあったんですけども、味とか、今おっしゃった見た目というものについてのプラスアルファはどういうふうにお考えですかということなんですが。

富田学校運営課長 今、見た目というふうに申し上げましたけども、現在、値上げの結果、見た目を意識できない状況にもなってきているんです。見た目というのはおかしいんですけども、例えば子どもたちの大好きなプリンだとか、そういう主食材のほかの付加価値的なものが用意できないという現状がありますので、お認めいただければ、特にその辺も意識して、子どもたちが喜んで食欲が増すようなメニューにしていきたいというふう考えております。

以上です。

角田委員 この諮問についてはわかるんですけど、114%の食材費が値上げしているという状況で、本年度の赤字についてはどのようにしているんですか。

富田学校運営課長 確かに、平成17年度から114%という数字ですと、かなり逼迫しています。そうすると、食材でも 格を落とすという恐縮ですが、先ほど申し上げましたように、プリンを出したいんだけど出さないとか、それからよく議会でも御説明するんですが、ミカンの一つではなくて半分にするとか、そういうように、少しずつ少しずつグレードを下げたり量を下げたりと。それがさらに進んでいくと、先ほど諮問案のところでも御説明申し上げましたように、栄養所要量の基準等へもかなり影響していくと。見た目だけではなくて、そういうように、カロリー量などにも影響していく状況にも近々……というふう考えております。

以上です。

角田委員 じゃあ、今のところは、この栄養所要量の基準は満たしながら工夫してきたということですか。

富田学校運営課長 はい、そのように考えております。

竹尾委員長 市からの補てんというようなことはしていないんですか。

富田学校運営課長 市の補てんという観点でいいますと、9月の補正予算の段階で、いわゆる地元食材、地元の野菜を購入する費用として、1食当たり2円を予算計上させていただいております。強いて言えばそれが市の負担ということになります。ですので、1食2円ですと、17食が大体月平均ですので、月額34円程度ということになります。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 時代が時代ですから値上げもやむを得ないかなと思うんですけども、既にもう行われていると思いますが、市内の農作物生産者の活性化とか安定化というようなことで、できるだけ地産の生産物を給食の中に食材として取り入れていただけると。これは、学校の近隣の農家の方の生産物は給食の中に活用しているということをよく聞きますけども、そうではなくて、市内の生産者の活性化や安定化のために、市内全体として食材を使っただければ、かなりいいんじゃないかなと思います。

富田学校運営課長 まさに沼本委員のおっしゃるとおり、市内全体の農家から入れております。先ほど御説明申し上げた2円につきましては、ちょっと私のほうで足りなかったんですが、補正ということで、今年度のみの対応ということになっております。それと同時に、今おっしゃったように、市内全体の生産農家を含めまして対応をお願い申し上げているということです。

以上です。

宮田委員 先ほどの回答で、栄養基準を満たしていないということをおっしゃったような気がしたんですが、もしそうだとしたら極めてゆゆしいことで、次からは、満たさなくなる前にこちらに諮って、早く善処するようにしていただきたいと思います。

富田学校運営課長 少々あいまいな表現をさせていただいて恐縮でございます。栄養基準というのは少し幅がある内容なんです。そういう意味で、私のほうではっきり「以下」とか「以上」という表現をしませんでしたけども、それが大分下のほうに来そうだというイメージを持っております。

以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第55号 西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項、を議題といたします。

西東京市立中学校給食検討委員会の最終報告について、を議題といたします。

富田学校運営課長 それでは、「中学校給食の実施に向けて 西東京市立中学校給食検討委員会 最終報告書」について、御説明を申し上げます。

恐縮ですが、資料2を御覧いただきたいと思います。こちらが委員会の委員でございます。座長といたしまして、教育部特命担当部長、村野が座長ということになってございまして、

庁内の関係部長以下8名で構成いたしました。

次の資料3を御覧いただきたいと思います。平成19年11月、ちょうど1年前にスタートさせていただいて、都合12回、審議・検討をいたしました。その結果といたしまして、最終報告ということで今回御説明を申し上げます。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。「はじめに」というところで、まず全体の位置づけについて御説明を申し上げます。

「はじめに」でございます。本市における中学校給食については、合併協議の中で中学校給食の適切なあり方について検討し、積極的に取り組むこととなっていたということでございます。平成13年度の合併のときにはこういう位置づけでございました。6行目を御覧いただきたいと思います。そのときに、いずれも施設・設備等が多くの課題を抱えていることや財政状況の実情から実施には極めて困難な状況であると判断したということになってございます。そして、その結果、当日でも弁当が注文できる弁当外注方式で試行実施というふうになってございますが、その後、全校で実施して現在に至っている状況でございます。こちらについては弁当外注方式といたしまして、毎日毎日、生徒が頼んで、そして民間から取り寄せるというあっせん方式でございます。

真ん中ほどでございますが、この間、本方式による喫食率は2～4%程度ということなので、かなり低うございました。そして、その辺のことを踏まえまして、平成18年2月に、先ほどの諮問をさせていただきます学校給食運営審議会に対して、「西東京市立中学校における学校給食のあり方」について改めて諮問して、平成19年7月に「学校給食法に基づく中学校給食を実施すべきである」との答申を得たものでございます。

そして、先ほど御説明申し上げました検討委員会を組織して、このような検討を進めた結果が、これから御報告申し上げます内容でございます。

それでは、3ページを御覧いただきたいと思います。

「食を取り巻く今日的状況」と記してございます。現在の社会環境も含めてでございます。上段につきましては、昭和29年施行の学校給食法、いわゆる食料難を背景にした学校給食法ではございましたが、その後、食料難も改善されまして、今回、文科省のほうで、教育の一環としての食育を中心として、食文化の指導といった内容もさらに加えながら、学校給食法を改正いたしました。それから、社会的環境といたしまして、先ほど来御説明申し上げております輸入食材の安全性の問題や食品表示偽装の問題など、さまざまな問題が課題となっております。また、本市においては、現在、西東京市食育推進計画を策定中でもあり、学校給食のあり方は極めて重要な位置づけとなってきてございます。このような認識のもとで、当検討委員会は中学校給食を実施する場合の方向性と今後の計画について次のように提言するというところでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。

基本方針でございます。こちらについては、後ほど説明を申し上げますが、四つに区分してございます。

まず、(1)学校給食法に基づく完全給食の実施でございます。まさに学校給食法にのっとりたものでございます。5ページの5行目、学校給食法に基づく給食について、全国的な

取り組みにおいては、小学校では97.8%、中学校では74.8%と、かなり大きな数字を示してございます。これは平成18年5月でございますので、この数字はもっと大きくなっていると思います。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。

(2) 親子調理方式の採用でございます。当検討委員会では、親子調理方式の採用ということではございますが、この間の検討の中で四つほど検討の項目がございました。まず、アといたしまして、各学校の調理室において調理業務を行い提供する自校方式。これは小学校でやっております自分のところでつくって自分のところで消費する自校方式です。それから、イといたしまして、共同の調理場を設置して小・中学校分を一括調理し、各学校へ配送するセンター方式。このところセンター方式を採用している市も多くなってございます。それから、ウといたしまして、調理施設が整備された小学校において、自校分(親)と中学校分(子)の調理を行い、子となる中学校へ配送する親子調理方式。結果から言いますと、この方式が当委員会の結論ということになってございます。それから、エといたしまして、公設もしくは民設の給食センターで調理し弁当箱で配送するランチボックス方式、いわゆるデリバリー方式。この四つについて比較・検討した結果、3番目の親子調理方式という結論をいたしました。

下から10行目ほどでございますが、なお、青嵐中学校については、今日の多目的室の使用実態、他校との公平性、教育バランス、さらには、今後想定される事業等を総合的に勘案すると、青嵐中学校での自校方式や親とすることは極めて難しいことと考える。よって、すべての中学校を本方式により実施することといたします。と申しますのは、青嵐中については、まず1点、既にエレベーターがございまして。それから、現在、多目的室というふうに使っている部屋については、もしも給食を採用すれば、何らかの施設が整えられるだけのスペースは確保しております。ですので、そういう意味では、スペースの確保の部分がある、エレベーターが既にあるということで、保護者からは、青嵐中での独自のという要望も若干来ておりますので、あえてここでは、親子方式については、中学校を子とするペアは、公平性を含めて、全部同じ扱いであるというふうに記してございます。

(3) 家庭弁当との選択制でございます。一番下を御覧いただきたいと思います。保護者の「子どもに弁当を持参させたい」、生徒の「家庭弁当が良い」、こちらについては、この間のアンケート等も含めて調査した結果、たとえ給食があっても、弁当の有効性をもって、「子どもに弁当を持たせたい」、「親のつくった弁当を食べたい」という意見がございまして。ですので、完全給食を実施したとて、この辺の幅を持って、余裕を持って対応していきたいというふうを考えてございます。

(4) 小学校給食との同一献立でございます。こちらについては6行目を御覧いただきたいと思います。人的資源の確保及び質・内容を生かしつつ、限られた時間とスペースの中で中学校の給食を実施するには、調理校である小学校と受入校となる中学校の献立を同一メニューとする方法が望ましいということにしてございます。要は、小学校で親としての調理をするわけでございますので、端的に言えば、中学校も同じメニューで、さらに、そちらについては量で調整をするということをこの項目で記してございます。

それでは、8ページを御覧いただきたいと思います。

これからの具体的な実行計画でございます。こちらについては六つに分けてございます。

それでは、最初に1のほうから御説明申し上げます。1、小・中学校の施設整備でございます。こちらについては、小学校のほうで調理をする観点から、(1)の小学校調理室等の整備が必要になってございます。基本的には、小学校においては給食室そのものを広げるということではなくて、調理機器の能力アップが1点、それから、小学校から中学校に送るわけですので、配送車の発着場をつくるということがその整備になってございます。

(2)中学校昇降設備等の整備でございます。先ほど青嵐中の例で申し上げましたけども、こちらについてはエレベーターが必要になってございます。後ほど若干御説明申し上げますが、中学校へはある程度大きさのあるコンテナで運びますので、エレベーターが必要になってございます。それで、下から4行目のように、青嵐中学校を除き昇降設備がないため8校にエレベーターを設置する必要があるということになってございます。

それから、2、配送業務に係る整備でございます。先ほどエレベーターのところでも申し上げましたように、コンテナが必要になってございます。2行目を御覧いただきたいと思いますが、1校分まとめて専用のコンテナ配送車両に乗せて配送するという形になってございます。配送車両というのは保冷車という形になってございますが、それを小学校から中学校に送ると。そして、そのトラックの中に入っているコンテナをエレベーターで上に上げていくというような形での配送になってございます。

3、親子の組み合わせでございます。こちらについては、中学校を子、小学校を親とするこの基本的な視点を4点に分けてございます。

(1)基本的な考え方でございます。下から2行目、第1点目といたしましては、小学校の調理能力の面であります。1,000食程度を基準としてということでございますので、現時点で大規模校となっている上向台小、けやき小、これから増加が予測される中原小、向台小は対象外とすることが望ましいというふうにしてございます。

第2点目といたしまして、やはり近いところ、おおむね10分以内に配送ができるというところを視点として設けてございます。

第3点目といたしまして、現在、小学校の給食については、民間委託と、市の職員が行っている学校と、2種類でございます。ですので、中学校を子とする中学校給食においては、まず民間委託校を親と指定したいと。これによって、調理業務と配送業務を同一業者とすることによるメリットを設けていきたいなというふうに考えております。

第4点目といたしまして、施設改修、調理機器設備の入れ替えが比較的容易な点でございます。小学校の調理機器や調理場については、かなり差がございます。ですので、比較的改修が楽、調理機器の入れ替えが楽、そういう視点で優先順位を設けながら対応していきたいと。なるべく実施可能なところから取りかかっていきたいというふうに考えてございます。

(2)給食調理の直営校と民間委託校でございます。先ほど申し上げましたように、民間委託校と直営校というのがございますが、先ほどの配送業務でのメリットとか、対応に対する弾力性等を含めまして、民間委託校のほうから入っていきたいというふうに考えております。

4、事業運営でございます。中学校給食の事業運営については、ここで基本的な方向を示してございます。

まず、(1)献立と栄養価でございます。下から3行目、献立メニューは基本方針で触れたように、親子の小・中学校は同一とするが、栄養カロリーの観点から中学生の摂取エネルギーに応じて分量で調整することとしております。

(2)給食費のあり方でございます。今申し上げたように、摂取エネルギーの量が多くなれば、当然ながら食材費も多くなるということで、4行目でございますが、中学生の場合、平均栄養所要量は小学生の約1.3倍ということで、当然ながら給食費もこの辺の数字をはじき出していきたいというふうに考えております。12ページ、上から2行目でございますが、中学校の給食費については、前納制度を導入するということにしていきたいと考えております。現在、小学校については、過去の歴史があったんでしようけども、前納をとっておりません。ですが、こちらについては前払い方式をとっていきたいというふうに考えてございます。

(3)時程と給食指導でございます。

給食時間の確保でございます。現在も弁当とて給食に相当する時間はございますが、より以上に、配膳等も含めてその辺については考慮をしていきたいというふうに考えております。こちらについても、学校の創意と工夫により教育活動の調和を図るなどの配慮を要しながら、是非とも給食時間の確保に努めていきたいというふうに考えております。

生徒指導でございます。こちらについては、給食の時間は授業時数に含まれないため、ともすれば教育課程に位置づけられた教育活動ではなく、単に食事を提供すればよいのではないかということもありますけれども、給食の時間における指導は、教育課程上の学級活動として極めて重要な学校教育活動であるという位置づけで、最前来申し上げております食育の観点から、この辺についても充実していきたいというふうに考えてございます。

それでは、13ページを御覧いただきたいと思います。

5、課題・問題点の整理でございます。課題・問題点も幾つかございます。

(1)今後の施設改修計画との関係でございます。先ほど適正規模・適正配置の基本方針もございましたが、それとリンクする中で、要は小学校の老朽化、経年劣化等も含めまして、施設とのバランスを考えながら計画を進めていきたいというふうに考えております。

(2)東京都建築安全条例への対応でございます。こちらについては、3行目に書いてありますように、高さが一定程度超える場合は6メートルの道路幅員を確保する必要がございます。これからエレベーター等を建設する際には、支障にならぬように対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

(3)工事期間中における給食の提供でございます。こちらについては、小学校の給食室の改修は、基本的には夏休み中にやる予定ではございますが、本年度、上向台小は夏休み中に終わらなかったという現実がございます。それに対応するために民間の弁当を頼んだという実績がありますので、この辺のことについても念頭に入れながら対応していきたいというふうに考えてございます。

そして、6、概算事業費と実施計画でございます。

事業費等につきましては、かなり高額な事業になりますが、初期投資とランニングコストというふうな形になります。初期投資といたしましては、小学校における調理機器等については約3億7,000万、中学校においてはエレベーター等の改修等も含めまして4億9,000万でございます。それから、ランニングコストといたしまして、1,800万~2,600万が現在であります。これに中学校の分を乗せるわけですので、金額がかなりかさんできます。毎年かかるランニングコストの総額は3億1,000万程度と考えております。

事業の年次計画といたしましては、実施する際には、まず最初の年には施設・設備改修に係る実施設計を予算化いたします。それから、2年次目に工事等を行って、3年次目に給食がスタートと、一般的にはこのような形になってございます。ですので、この辺のことに付いて、具体的な年次をこれから計画してまいります。これからというのは、現在、総合計画の後期基本計画を進めておりますので、そちらについてのせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 3点ばかりですけども、1点目は、4ページの(1)に「学校給食法に基づく完全給食の実施」という言葉が出ていますね。それから、12ページの生徒指導の4行目に「給食の時間における指導は教育課程上の学級活動として極めて重要な学校教育活動である」と書かれていて、今度は7ページのところに行きますと、要するに、個々の家庭生活に配慮することが肝要であるから、給食をとらなくてもいいというふうに読み取れるわけですけど、その辺の整合性というのは一体どういうふうになっているのか。これが1点です。

それから、2点目ですけども、6ページの「なお、青嵐中学校については」というところの3行目、「極めて難しいことと考える」と書いてありますが、具体的にはどういうことを言っているのか。

それから、3点目ですけども、最初の議題のところ、学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針がかかっておりますから、例えばひばりが丘中学校が施設を更新するというふうなことがこれからの予想として考えられるわけですけども、そういうふうに新しく建てかえる学校についての調理室というんでしょうか、そういうものは今後も中に入れていかないということで、ずっと親子方式をこれからとってやっていくのかどうか。

その三つをお願いします。

富田学校運営課長 まず、第1番目のことについてでございます。学校給食法にのっとった制度をつくりながら家庭弁当へというのは、ある意味では矛盾があるんじゃないかということだと思いますが、このところ新しくスタートした多くの市が同じようなことをしております。と申しますのは、行政のほうでは、学校給食法にのっとったこの制度をスタートする努力義務がございます。ですので、制度としてこれをスタートすると同時に、いわゆる親子のきずなについては重要であるという、矛盾ではなくて、統一したといいましょうか、その辺の考え方で設定してございます。

それから、6ページの「極めて難しい」というのは、青嵐中の中の自校方式について、前段に書いてありますけども、公平性の問題だとか、なぜ青嵐中だけが優遇されるかという意

味合いも含めて、検討委員会のほうでは、親子は全部一緒だよという意味で、「難しい」という表現にさせていただいております。

それから、今後できるであろう学校についても、今のところ計画上はそのようなことはございません。現在は今の検討委員会の内容で進める予定で考えておりますが、ただ、ひばり中とか、おっしゃっていただいた部分については、総合計画上ではっきり明確化されておるわけではないので、今の段階では何とも言いかねる状況でございます。

以上です。

沼本委員 そうすると、今は施設の面で親子方式というふうな形になるわけですが、将来にわたって、例えば自校方式にするというような長期的な展望というのは現在は考えていないということですか。

富田学校運営課長 そうでございます。

宮田委員 10ページ、実施段階のことなんですが、調理業務は、民間委託と、それぞれの小学校で給食調理員がつくっているのと、2通りあるということなんですけれども、残飯率というのか、それとも逆の言い方で完食率といいますか、そういうものは統計をとってありますか。要するに、どこどこを比べるかということ、自校でつくられた食べ物と、調理業務を民間委託した食べ物は、給食代金は同じだと思うんですけれども、どちらを子どもたちが喜んで食べるかという質問です。結果的に言うと、残した率が多いほうが喜ばなかったということだと判定して……。完食が7割や8割であったら、食べない子がかなりいるということだと思うんですけど、そういう率みたいなものは計ってあるんでしょうか。

富田学校運営課長 特にそのような資料はございません。

宮田委員 一度そういうものを調査して、どちらがいいかということをして……。それは、こういう民間委託が本当にいいのか、民間委託のほうがみんな喜んで食べるのか、私は知らないから単純に質問しているだけですけれども、調べられたらいかがでしょうかというサジェスチョンです。

それから、12ページで前納であるということなんですが、それは結構だと思うんですけども、ただ、最近の経済情勢によっては、経済的に困難な方も出ているのではないかとと思われるんですが、まず、そういう対応策があるのかどうか。なければ、無料というよりも、市がお金を貸して、それで後で払ってくださいというようなやり方はいかがかなと。ですから、二つ質問があるわけです。そういう対策があるのかどうか。もしなければ、無料にするというよりも、将来にわたって貸すというようなことではいかがでしょうかということなんです。

角田委員 それに関連して、一緒に答えていただければいいんですけど、私は前納制はすごくいいと思うんです。それで、前納して食べなかった場合、返納するんですか。最近では品物で持ってこいという人もいるというようなことを聞いておりますが。それもあわせてお願いします。

青柳教育企画課長 まず私のほうから、低所得者に対する補助の件でございますが、給食費も含めまして就学援助費という制度がございます、低額所得者に対しては市のほうで給食費全額を補助するという制度がございます。

富田学校運営課長 方法についてはこれからまた具体的に進めてまいります。今、小学校の給食費でも、事情によっては返納という形をとってございます。例えばインフルエンザだとかはそういうような形をとっておりますので、そちらの方法例については、一つ検証はいたしますが、当然ながらでき得るというふうに考えております。

宮田委員 そうしますと、今日は急におなかが痛くなったから食べなかったといっても、実際問題として、エネルギーといいますが、火力を使ったり食材は使っているわけですね。それにもかかわらず返納するということなんでしょうか。

富田学校運営課長 その日はきつい部分がございます。ですので、一つ検証するというのは、何日前とか、そういう制度的なものをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

宮田委員 これはちょっと関係ないんですが、最近ちまたで言われている、十分な支払い能力がありながら払わないとか、それから、先ほどの生活困窮者には無料だというのは大変結構だと思うんですけども、それはそれぞれ何%ぐらいあるんでしょうか。

青柳教育企画課長 低所得者に対する支援でございますが、西東京市では生活保護基準の1.5倍までの世帯というのを就学援助の対象としております。割合ですか。

宮田委員 例えば人数でもいいんですが、わからなければいいです。

青柳教育企画課長 すみません、ちょっと今手元に資料がないので……。

宮田委員 じゃあ、それはいいです。あと、払わない方は。

富田学校運営課長 一瞬にしてパーセンテージは計算できませんけども……

宮田委員 いや、数でいいです。

富田学校運営課長 はい。平成19年度で対応している額が85万ぐらいで、総人数での金額は4億を超えておりますので、85万……

宮田委員 かなり少ないですね。本市は幸いにしてそういう方はあまりおられないという……。わかりました。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 これは一応最終報告書となっておりますが、今日ここで出たいろんな意見をさらに加味していただけるというようなお考えはありますか。

村野特命担当部長 これは検討委員会でまとめた報告書ということですので、ただいまの皆さんの御意見をここに反映させるということは困難かと思えます。ただ、本日承りました御意見については、実施段階でできるところは反映させていきたいというふうに考えております。

竹尾委員長 これは報告書ですから。報告書だから、こういうものはこういうものであって、実施のときは具体的な予算を伴う事業案をつくって出すでしょうから、その中でただいまの意見を反映させていただきたいと思えます。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他、を議題といたします。

教育委員会全般のことについて御意見や御質問を受けます。 質疑を終結します。

以上で日程第6 その他を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第4は、先ほどお諮りしましたとおり、人事に関する案件でありますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席を願います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 1 分 休 憩

午後 3 時 2 4 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 4 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員